

30年度予算を お知らせします

【問い合わせ】
財務課 (TEL 892・0121)

30年度の一般会計予算は、234億8702万5千円で前年度に比べて1億3467万2千円、率にして0.6%の増となっています。

障がい者支援に関する経費が大幅に伸びたほか、星田北・星田駅北地区の区画整理事業が本格化することが主な増の要因となっており、四條畷市交野市清掃施設組合の新ごみ処理場建設が終了したことや、平成の初頭に借り入れたいくつつかの市債の償還が終了したことによる減を上回っての一般会計総額の増となっています。

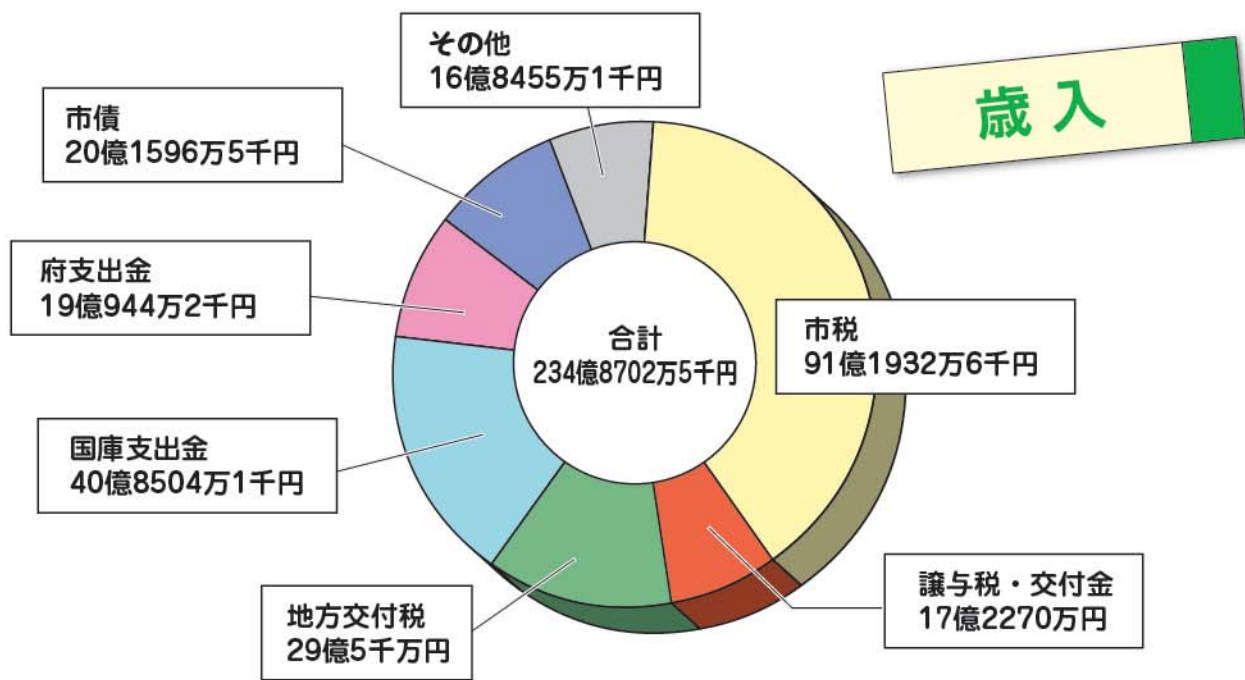
■歳入予算の概要

前年度から、市税が1億7500万8千円の減を見込んでいる一方、地方交付税は8000万円の増とされています。社会保障経費の伸びに応じて国の負担金が交付されることや、区画整理事業に関する交付金が見込まれることから、国庫支出金は4億2766万8千円の増を見込んでいます。歳入には、基金市の貯金(取り崩し)額8億7225万6千円が含まれています。

■歳出予算の概要

本市の魅力を高めるために市長戦略に掲げている「住みたい、住み続けたいまちづくり」、「支え合う健康のまちづくり」、「未来へつなぐ環境づくり」、「みんなで安全安心なまちづくり」の4つの柱を着実に進めるため、重点的に予算配分を行いました。

具体的には、星田北・星田駅北地区の土地区画整理事業に4億2386万6千円、論理的思考力を高めるプログラミング教育の機器導入に129万6千円、妊婦健康診査の費用助成の拡大に1807万3千円を計上しています。

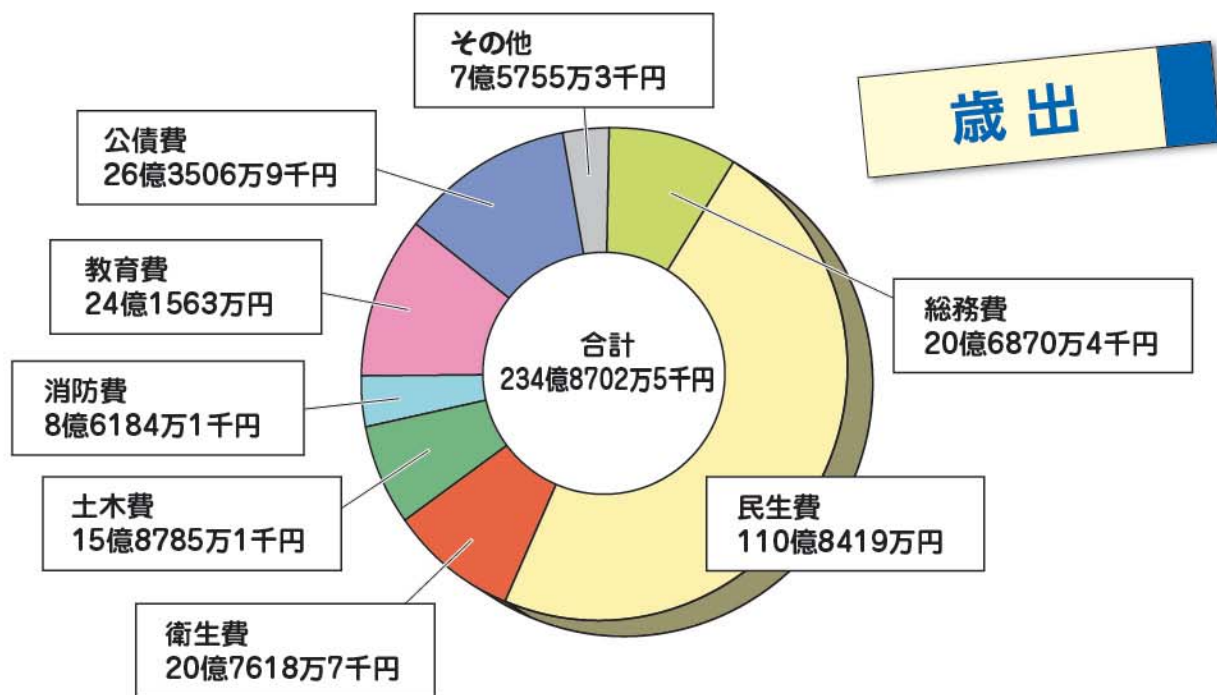


主な歳入の増減額

市税	個人市民税	6433万4千円の減	国庫支出金	社会資本整備交付金(区画整理関係)	1億5220万円の増	
	法人市民税	1245万9千円の減		府支出金	障害者自立支援給付費負担金	6594万9千円の増
	固定資産税	4953万4千円の減		繰入金	基金の取り崩し	4億1935万7千円の減
地方交付税		8000万円の増	市債	土地区画整理事業債	2億3310万円の増	

30年度予算額

会計区分	30年度 当初予算額 (A)	29年度 当初予算額 (B)	増減額 A-B	対前年度比 A÷B	
一般会計(イ)	234億8702万5千円	233億5235万3千円	1億3467万2千円	100.6%	
特別会計	国民健康保険	86億2037万3千円	102億1344万8千円	△15億9307万5千円	84.4%
	下水道事業	16億5352万3千円	16億1769万7千円	3582万6千円	102.2%
	介護保険	59億7572万4千円	56億2885万2千円	3億4687万2千円	106.2%
	公共用地 先行取得事業	5億6251万2千円	5億2899万1千円	3352万1千円	106.3%
	後期高齢者医療	14億8810万5千円	12億1585万円	2億7225万5千円	122.4%
	小計 (ロ)	183億23万7千円	192億483万8千円	△9億460万1千円	95.3%
合計(イ)+(ロ)=(ハ)	417億8726万2千円	425億5719万1千円	△7億6992万9千円	98.2%	
水道事業会計(ニ)	27億8317万9千円	24億8403万4千円	2億9914万5千円	112.0%	
総計(ハ)+(ニ)	445億7044万1千円	450億4122万5千円	△4億7078万4千円	99.0%	



部署別の主な歳出

危機管理室	
非常用発電機整備事業	1393万2千円
健やか部	
妊婦健康診査事業の拡充	1807万3千円
幼稚園移転事業	2億8700万円
子育て支援アプリ導入事業	198万5千円
環境部	
乙辺浄化センター施設更新事業	5160万円

都市計画部	
星田北・星田駅北地区 土地区画整理事業	4億2386万 6千円
学校教育部	
プログラミング機器導入事業	129万6千円
小中学校特別教室空調整備事業 (29年度国補正予算関連繰越事業)	2億4506万 2千円

介護保険制度が 変わります

【問い合わせ】
高齢介護課 (TEL 893・6400)

介護保険は、3年ごとに制度が見直されます。

30年度から段階的に改正され、次のとおり変更となりますので、ご理解をお願いします。

■主な改正点

- ①利用者負担割合の見直し
(8月施行)

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担の人のうち現役並みの所得を有する人の負担割合が3割となります。ただし、月額4万4400円の負担の上限があります。

※「現役並みの所得を有する人」とは、合計所得金額が220万

円以上で、かつ同一世帯の第1号被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人です。

②地域包括ケアシステムの深化・推進

医療・介護の連携の推進として、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」などの機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設(介護医療院)が創設されます。また、市町村が自立支援・重度化防止に向けた取り組みを推進するために、地域包括支援センターの機能強化や認知症施策の推進などの取り組みを進めていきます。また、高齢者や子ども、障がい者などすべての人々が住み慣れた地域で暮らせる「地域共生社会」の実現に向けて、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくする共生型サービスが制度に位置付けられます。

■30年度からの計画を策定

市では、30～32年度の3か年を計画期間とする「交野市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を策定し、今後の高齢化への対策をより一層推進していきます。

30年度から3か年の介護保険料を改定

30年度から3か年の計画期間中の介護保険料基準額を新たに設定しました。推計された要支援・要介護認定者数の見込みをもとに、各種サービス利用者数を見込んで、第1号被保険者の介護保険料基準額を設定しています。保険料段階対象者の範囲や保険料は、下表のとおりとなります。

第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の介護保険料段階表

段階	対象者	年間保険料
1	生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者。 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	2万9160円
2	世帯全員が市民税非課税で、 かつ前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下
3		80万円超120万円以下
4	世帯員の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税 非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金の合計が	120万円超
5		80万円以下
6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	80万円超
7		120万円未満
8		120万円以上200万円未満
9		200万円以上300万円未満
10		300万円以上350万円未満
11		350万円以上500万円未満
12		500万円以上650万円未満
13		650万円以上800万円未満
	800万円以上	12万8640円

介護保険料基準額の算出方法

【(①約179億4564万円×②23%+

③約3億7597万円)－④2億6000万円)÷

⑤98.8%÷⑥6万6781人÷⑦6万4320円(年額)

- ① 市に必要な介護サービスなどの総費用額(3年間)
② 65歳以上の人の負担割合
③ 調整交付金相当額
④ 準備基金取り崩し額

- ⑤ 収納率見込み
⑥ 市内に住む65歳以上の人数(3年間)
⑦ 市の保険料基準額(年額・第5段階)

高額療養費制度の見直し

【問い合わせ】
医療保険課 (TEL 892・0121)

■後期高齢者医療・国民健康保険
(70歳以上の人)の高額療養費
制度の見直し

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないように、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払った後、月ごとの自己負担限度額(被保険者の所得に応じて設定される額)を超える部分について、事後的に保険者から償還払いされる制度です。
※入院の場合や同一の医療機関での外来の場合に、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みが導入されています。
■自己負担限度額の改正
8月から自己負担限度額の改正が行われます。

自己負担限度額とその判定基準 (8月から)

所得区分	負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税所得690万円以上	3割	25万2600円+1% ^{※1} (14万100円) ^{※4}	5万7600円(4万4400円) ^{※4}
課税所得380万円以上		16万7400円+1% ^{※2} (9万3000円) ^{※4}	
課税所得145万円以上		8万100円+1% ^{※3} (4万4400円) ^{※4}	
一般	1割 ★(国保は2割)	1万8000円(年間14.4万円上限)	2万4600円
低所得II ^{※5}		8000円	
低所得I ^{※6}		1万5000円	

★国保加入者で昭和19年4月1日以前の生まれの人は、特例措置により1割
※1 医療費が84万2000円を

超えた場合は、その超えた分の1%が加算されます。
※2 医療費が55万8000円を超えた場合は、その超えた分の1%が加算されます。
※3 医療費が26万7000円を超えた場合は、その超えた分の1%が加算されます。
※4 ()内の金額は、年3回以上該当した場合の4回目以降の額です。
※5 同一世帯の全員が住民税非課税で、低所得I以外の被保険者です。
※6 同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全員の個々の所得が0円となる被保険者(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算)または、同一世帯の全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している被保険者です。
※入院時の食事代や差額ベッド代など、保険診療外の費用は含まれません。
※月の途中で75歳になった場合、その誕生月については、誕生日前日加入していた医療保険制度と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額が、それぞれ通常月の2分の1(半額)になります。

青少年指導員のみなさん

【問い合わせ】
青少年育成課 (TEL 892・7721)

青少年指導員は、青少年が健康やかに育つよう、地域で地道な活動を行っています。空き家や廃屋、商店街が非行の温床にならないようにパトロールをしたり、子ども会やPTAの活動に参加するなど、青少年に関わるさまざまな活動を行っています。本年度も、地域住民や各種団体の協力、参加を得て、子どもの安全や地域の安全の確保に努めていきます。本年度の青少年指導員のみなさんは、左表のとおりです。(敬称略)

ブロック	地域	指導員
一ブロック	青山	宮本仁志(みやもとひとし) 勇信彦(いさみのぶひこ)
	私部	角田法子(つのだのりこ)
		大西博幸(おおにしひろゆき)
	行殿	北村安揮男(きたむらあきらお)
		須和清志(すわきよし)
	向井田	山岸忠昭(やまがしただあき)
		岡田伴昌(おかだともまさ)
	梅が枝	井上順一(いのうえじゆんいち)
		西崎善和(にしざきよしかず)
	駅前住宅	今村由華(いまむらゆか)
		相築良治(あいきよよしはる)
	二ブロック	倉治・浜の池
雲川浩幸(くもがわひろゆき)		
村田加津男(むらたかつお)		
松塚		三輪勝美(みわかつみ)
		中野貴雄(なかのたかお)
		藤井健一(ふじいけんいち)
郡津		井野善史(いのよしふみ)
		小島清子(こじまきよこ)
		谷辻和彦(たにつじわかずひこ)
幾野		今堀半蔵(いまほりはんざう)
		藤重章(ふじしげあきら)
		秋山毅(あきやまたけし)
	市村敏夫(いちむらとしお)	
三ブロック	星田	柳原喜代美(やなぎはらきよみ)
		永井良典(ながいよしのり)
		松村紘子(まつむらひろこ)
	妙見坂	田坂文男(たさかふみお)
		栗原義雄(くりはらよしお)
	南星台	小野充明(おのみつあき)
		中西隆清(なかにしりゅうせい)
	星田山手	八木武司(やぎたけし)
		花山駒市(はなやまこまいち)
	妙見東	岡田好生(おかだよしお)
		田淵孝治(たぶちこうじ)
	星田西	安西節代(あんざいたけよ)
森本俊一郎(もりもとしゆんいちろう)		
四ブロック	寺	伊藤正義(いとうまさよし)
		山添弘子(やまぞえひろこ)
	森	長谷川此呂子(はせがわひろこ)
		森本雄二(もりもとゆうじ)
	天野が原町	木村陸司(きむらむつし)
		山下正樹(やましたまさき)
	私市	岡本剛(おかもとたかし)
		大西幸夫(おおにしゆきお)
	私市山手	大湾喜久男(おおわんきくお)
		真鍋二郎(まなべじろう)
	藤が尾	森井輝雄(もりいてるお)
		林良夫(はやしよしお)
		森田健太郎(もりたけんたろう)

